

愛知県内の医療機関ではなく、助産所や県外の医療機関で

妊産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査を受診する方へ（償還払いのご案内）

※愛知県内の医療機関で受ける方は手続きが不要です。お渡しした受診券を使用し、受診してください。助産所は受診券が使用できないため、県内・県外問わず、償還払いの手続きが必要です。

助産所及び愛知県外の医療機関（日本国内に限る）で、健診受診日に長久手市に住民登録のある方が妊産婦健康診査・乳児健康診査・新生児聴覚検査を受診した場合、市が受診費用を助成限度額内で助成します。

1 受診から申請まで

健康診査を受ける
(助産所・県外医療機関)

受診票を医療機関に提出し、健康診査を受けるとともに、受診票の裏面に結果を記入してもらう。

受診票裏面に記載のある指定の検査項目について助成し、検査内容に合わせて使用してください（受診票の番号順でなくても可）。

1回の健診で2枚使用することはできません（子宮頸がん検診を除く）。

受診費用を支払う
(助産所・県外医療機関窓口)

健診費用を支払い、医療機関発行の領収書・診療明細書・記入済みの受診票を受け取る。

申請する
(長久手市保健センター)

助成の申請は、受診した日の属する月の翌月から起算して1年以内に保健センターに必要書類を提出する。

☆助産所での受診費用は妊婦健康診査の第2,3,5,6,7,9,11,13,14回（基本健診のみ）と産婦健康診査、新生児聴覚検査、乳児健康診査を助成します。それ以外は助産所では受診できません。

☆1年を経過した申請については、お支払いできませんので、ご了承ください。

☆複数回を受診される場合は、まとめて1回の申請をお願いします。

☆転出予定のある方は転出前に申請してください。

2 助成金交付申請に必要なもの

- (1) 妊産婦・乳児健康診査・新生児聴覚検査受診費用助成申請書
- (2) 受診票
- (3) 医療機関及び助産所発行の領収書・診療明細書（原本の返却を希望される場合は原本とコピーを併せてお持ちください）原本にて申請をされた場合、申請後に原本は返却できませんので、ご了承ください。
- (4) 親子健康手帳（母子健康手帳）表紙、妊娠中の経過、1か月健康診査、検査の記録（乳児）等の各頁を確認します。
- (5) 銀行等振込先の通帳（通帳の無いネット銀行の場合は、振込先がわかるもの）

3 助成金額について

受診した健康診査の実費負担額をそれぞれ限度額内で助成します。ただし、検査内容に応じた助成額になります。一部、自己負担金が生じることもありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 長久手市健康推進課（保健センター）
住所 長久手市岩作城の内 101 番地 1
電話 0561-63-3300 FAX 0561-63-1900